

新たな総合計画の策定基本方針

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、中長期的な展望に立ち、本市のめざすべき将来像や基本理念等を描くとともに、その実現に向けた施策の基本的な方針等を整理し示すものです。

本市は、平成 28(2016)年3月に「第2次志摩市総合計画(計画期間:平成 28(2016)年度～令和7(2025)年度)」(以下「第2次総合計画」という。)を策定し、基本構想において「住む人支え来る人迎える 豊かな里と海のまち」を本市がめざすまちの将来像に掲げ、前期基本計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)及び後期基本計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)を策定し、これまでの間、6つの基本目標と重点目標に沿って、さまざまな施策を展開してきました。

時代が「平成」から「令和」へと移り、コロナ禍を乗り越え、市制20周年という節目を迎えた今、急速に進む人口減少・少子高齢化への対応に加え、近い将来に発生することが想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えや、取り巻く環境の変化に即した産業構造の転換、業務の効率化や市民サービスの向上を実現するDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進などの大きな課題に直面しています。こうした流れの中、本市を取り巻く状況をとらえ、将来にわたって持続可能なまちを創っていくための明確なビジョンと戦略的な計画を改めて策定することが重要となっています。

この度、第2次総合計画の計画期間が令和7(2025)年度をもって終了することを受け、これからの時代のまちづくりに向けて、志摩市総合計画条例(以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、令和8(2026)年度を計画の始期とする新たな総合計画を策定します。

2. 計画策定の考え方

将来にわたって持続可能なまちを目指す「まちづくりの最上位計画」として、次のような視点を持って、総合計画を策定します。

(1) チェンジの視点

社会・経済情勢が急激に変化し、社会課題が複雑化する中、変化を恐れず、これまでの施策を柔軟に見直し、時代に即した計画を策定します。

(2) パートナーシップの視点

市民や団体、事業者など、まちづくりに関わる多様な主体と行政がビジョンを共有し、より良いパートナーシップを築きながらまちづくりを進めるための指針となるようにします。

(3) 成果重視の視点

めざすまちの将来像に向けて目標を設定し、PDCA サイクルに基づきマネジメントを行う、成果を重視した効果的な計画づくりを進めます。

(4) わかりやすさの視点

総合計画をより市民の皆さんに知っていただくために、これまで以上に分かりやすく、読みやすい計画とします。

3. 計画の構成・期間

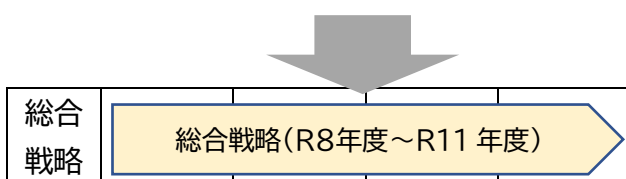
条例第2条の規定に基づき、総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

新たな総合計画では、基本構想の計画期間を令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

基本計画の計画期間は4年間とし、前期基本計画を令和8(2026)年度から令和11(2029)年度まで、後期基本計画を令和12(2030)年度から令和15(2033)年度までとします。

実施計画は、施策実行にあたっての取組方針として、地域を取り巻く状況の変化に柔軟に対応できるようにするため、計画期間を1年間とし、毎年策定するものとします。

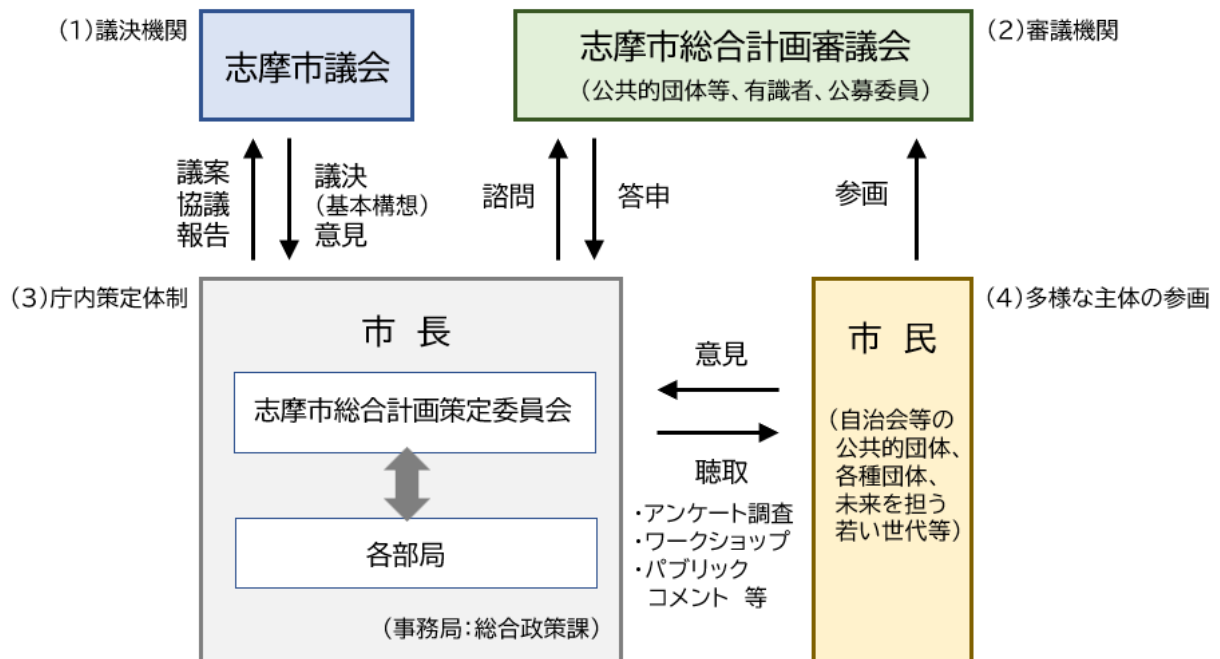
年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
基本構想	基本構想 8年間(R8年度～R15年度)							
基本計画	前期基本計画(R8年度～R11年度)				後期基本計画(R12年度～R15年度)			
実施計画	単年	単年	単年	単年				



また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として令和5(2023)年12月に策定した「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期志摩市創生総合戦略」についても、計画期間が令和7(2025)年度をもって終了するため、総合計画との整合性を図りながら、総合戦略を策定します。

4. 計画の策定体制

新たな総合計画の策定にあたっては、次のような体制で取り組むこととします。



(1) 議決機関

基本構想の策定は条例第5条の規定により議決事項となることから、市議会に議案を提出します。計画の策定過程では、適宜、市議会全員協議会に報告または協議を行います。

(2) 審議機関

条例第7条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、公共的団体等の役職員、識見を有する者及び公募委員で構成する「志摩市総合計画審議会」を設置します。審議会では調査・審議を重ね、答申を受けます。

(3) 庁内策定体制

副市長、教育長及び部長級職員で構成する「志摩市総合計画策定委員会」を設置し、計画策定に関する総合調整を図り、計画原案を策定します。

また、原案策定にあたっては、未来を担う若手職員の参画機会を設けます。

(4) 多様な主体の参画

総合計画審議会のほか、市民アンケート調査をはじめ、さまざまな手法を通じて、自治会等の公共的団体、各種団体、未来を担う若い世代など、多様な主体の参画機会の確保に努め、幅広く市民の皆さんの意見やアイデアを把握し、計画に反映します。

① 市民アンケート調査・中学生アンケート調査

住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の市民(3,000 人)を対象に、市の施策について、感じていることや課題等を把握するため、アンケート調査を行います。

また、未来を担う子どもたちの意見や考えを知るため、市内の中学校2年生を対象としたアンケート調査を実施します。

② ステークホルダー(関係団体等)への意見聴取

自治会等の公共的団体、まちづくり団体や子育てサークルといった各種団体をはじめとしたステークホルダーの皆さんに、各分野の実情や課題、まちづくりのアイデアなどを聴取します。

③ 高校生ワークショップ

市内高校の高校生を対象にワークショップの場を設け、めざすまちの姿や未来に向けて必要な取組等について意見交換を行います。

④ 市民への情報発信・パブリックコメント

市のホームページを活用し、計画の策定状況や経過を公開し、積極的に情報発信を行います。

また、計画案については、パブリックコメントを実施し、広く市民への意見を求めます。

5. スケジュール(予定)

令和7年 5月 市議会全員協議会での報告(策定基本方針)

令和7年 5月 総合計画審議会への諮問

令和7年 8月 市議会全員協議会での協議(基本構想(素案)及び基本計画(骨子))

令和7年11月 市議会全員協議会での協議(基本構想(案)及び基本計画(案))

令和8年 1月 基本構想(案)・基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施

令和8年 2月 総合計画審議会からの答申

令和8年 3月 市議会令和8年第1回定例会への議案提出